

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社U-NEXT(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定に基づき、このU-mobile * E契約約款(料金表を含みます。以下「本約款」といいます。)を定め、これによりU-mobile * Eサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 U-mobile * E	ソフトバンク株式会社(以下、「ソフトバンク」といいます)のEMOBILE通信サービス契約約款(データ通信編)に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
4 本サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
5 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
6 契約者	当社と加入契約を締結している者
7 移動無線装置	加入契約に基づいて、陸上(河川、湖沼および日本国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
8 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は、受けるための当社の電気通信設備
9 契約者回線	加入契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
10 EMChip	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与するもの
11 協定事業者	本サービスを提供するために当社が別に指定する協定事業者、特定協定事業者又は、指定協定事業者のこと
12 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は、同一の建物内であるもの
13 自営端末設備	当社が別に定めるところにより売り切りをした端末設備以外の端末設備
14 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者または第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15 自営端末設備等	自営端末設備および自営電気通信設備
16 技術基準等	端末設備等規則(昭和六十年四月一日郵政省令第三十一号)で定める技術基準および当社が総務大臣の登録を受けて定めるIP通信網サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件
17 消費税相当額	消費税法(昭和六十三年十二月三十日法律第百八号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
18 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第2章 本サービスの種類

(本サービスの種類)

第4条 本サービスには、次のサービスがあります。

サービスの種類
U-mobile * Eにねん+ワイド1600
U-mobile * Eにねん+ワイド1620
U-mobile * Eにねん+ワイド1700
U-mobile * Eフラットにねん
U-mobile * Eにねん+フラット(1GBタイプ)
デバイスセット4G
デバイスセット4G+
さんねんデータプラン+
さんねんデバイスセットプラン+
フラットさんねん

第3章 契約

(加入契約の単位)

第5条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の加入契約を締結します。

(加入契約申込みの方法)

第6条 加入契約の申込みは、本約款を承諾の上当社所定の方法により行うものとします。

2 加入契約の申込者が20歳未満の個人である場合には、加入契約の申込みにあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は、本約款に定める加入契約の申込者の義務につき、加入契約の申込者と連帯して保証するものとします。

(申込みの承諾)

第7条 当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、加入契約の申込みを承諾する日は、当社所定の方法により加入契約の申込みを受け付けた日とします。

3 当社は、本条1項および2項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第6条(加入契約申込みの方法)に基づき申込みされた内容に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 加入契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、又は、怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(4) 第37条(契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) 加入契約の申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除又は、本サービスの利用を停止された加入契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 加入契約の申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます。)、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、又は、反社会的勢力であったと判明したとき。

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又は、支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、加入契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

(提供開始日および契約期間)

第8条 本サービスの提供開始日は、初回通信を実施した日をサービス提供開始日とします。ただし、EMChipが着荷した日が属する月(以下「端末着荷月」といいます。)の月末までに当社が初回通信を認識出来ないときは端末着荷日をサービス提供開始日とします。

2 本サービスの契約期間は、本サービスの提供開始日から起算して2年間とし、契約満了日の属する月の翌月の初日から末日までを契約更新期間とします。契約更新期間中に契約者から契約解除の通知が行われない場合は、契約期間満了日から起算して2年間、同一条件をもって契約更新されるものとし、以降も同様とします。

3 契約者は、契約更新期間以外に加入契約の解除があった場合は、当社が定める支払期日までに、料金表第1表第3(契約解除料)に規定する額を支払っていただきます。

(本サービスの種類の変更)

第9条 本サービスの種類変更の際には、変更前の加入契約の解除を行い、新たに加入契約の申込みをしていただきます。

(契約者識別番号)

第10条 本サービスの契約者識別番号は、1の契約者ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上および業務上やむを得ない理由がある場合は、契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者識別番号を変更する場合は、あらかじめそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。

(利用の一時中断)

第11条 契約者は、本サービスを一時中断することができます。

2 当社は、契約者から前項の請求があった場合は、本サービスの一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく、本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(契約者の氏名等の変更)

第12条 契約者は、その氏名、名称又は、住所もしくは居所について変更があった場合は、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合において、料金表に特段の定めがあるときはその定めるところによります。

3 第1項の届出があったときは、契約者は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(利用権の譲渡の禁止)

第13条 利用権(契約者が加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)は、譲渡することができません。

(契約者が行う加入契約の解除)

第14条 契約者は、加入契約を解除しようとする場合は、そのことを本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う加入契約の解除)

第15条 当社は、第23条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した場合に、利用停止の原因となった事実と同一又は、類似の事実を行ったと知ったときは、その加入契約を解除することができます。

2 当社は、契約者が第23条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、その加入契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者が第37条(契約者の義務)第1項第4号のいずれかの行為を行った場合、とくに当該行為の解消にかかる催告を要せず、直ちに、その加入契約を解除することができます。

4 当社は、契約者に対し第38条(是正措置)に基づき是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めるときは、何らの催告を要せず、直ちに、その加入契約を解除することができます。

5 当社は、契約者が以下の事由に該当した場合、その加入契約を解除することができます。

(1) 契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、又は、反社会的勢力であったと判明した場合。

(2) 契約者自ら、又は、第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。

(3) 契約者自ら、又は、第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。

(4) 契約者自ら、又は、第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。

(5) 契約者自ら、又は、第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。

(その他の提供条件)

第16条 本サービスに関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第4章 EMChipの貸与等

(EMChipの貸与)

第17条 当社は、契約者に対しEMChipを貸与します。この場合、貸与するEMChipの数は、1の契約につき1つとします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合は、当社が貸与するEMChipを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを当社所定の方法で契約者に通知します。

(EMChipの返還)

第18条 契約者は、次の場合、当社所定の方法によりEMChipを本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。

(1) そのEMChipの貸与に係る本サービスの契約解除があったとき。

(2) その他、EMChipを利用しなくなったとき。

2 契約者は、第17条(EMChipの貸与)第2項の規定により、当社がEMChipの変更を行った場合、変更前のEMChipを返還するものとします。

3 契約者は第1項の場合において、契約者がEMChipを返還しなかったときは、第1項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。

(EMChipの管理責任)

第19条 契約者は、EMChipを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2 契約者は、EMChipが盗難、紛失又は、毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がEMChipを利用した場合であっても、そのEMChipの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取扱います。

4 当社は、EMChipの盗難、紛失又は、毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第5章 通信

(サービス区域)

第20条 本サービスのサービス区域は、ソフトバンクのEMOBILE通信サービス契約約款(データ通信編)に準ずるものとします。

(通信利用の制限)

第21条 本サービスの通信利用の制限については、ソフトバンクのEMOBILE通信サービス契約約款(データ通信編)に準ずるものとします。

第6章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社もしくは協定事業者の電気通信設備の保守および工事上やむを得ないとき。

(2) 第21条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できない場合を含みます。以下、本条において同じとします。)

(2) 加入契約に申込み時に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(3) 第37条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(4) 契約者回線に自営端末設備等を当社の承認を得ずに接続したとき。

(5) 第12条(契約者の氏名等の変更)の定め違反したとき、もしくは同条の規定により届け出た内容について虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、原則としてそのことを会員に通知することはございません。

第7章 料金等

(料金)

第24条 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、契約解除料、ユニバーサルサービス料および手続きに係るものとし、料金表に定めるところによります。

(基本利用料の支払義務)

第25条 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して加入契約の解除があった日までの期間(本サービスの提供開始日と解除又は、廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。)について、料金表に規定する基本利用料の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断および利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料および一時金(以下、総じて「利用料金」といいます。)に係るものの支払は、次によります。

(1) 第11条(利用の一時中断)の規定により、本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 第23条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての基本利用料。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。

4 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(解除料金の支払義務)

第26条 契約者は、契約更新期間以外の日に契約の解除があった場合、料金表第1表第3(契約解除料)に規定する料金の支払を要します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第27条 契約者は、料金表第1表第4(ユニバーサルサービス料)に規定する料金の支払を要します。

2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

(手続きに関する一時金の支払義務)

第28条 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は、手続きを要する請求をし、その承諾

を受けた場合、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除もしくはその請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われている場合は、その料金を返還します。

(料金の計算および支払い)

第29条 料金の計算方法および支払方法は、料金表通則に規定するものとします。

(割増金)

第30条 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第31条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

(債権の譲渡)

第32条 当社は、本約款の規定により、支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は、一部を、当社が第三者に譲渡することがあります。

2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその契約者に対して通知します。

(料金の再請求)

第33条 当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者の負担とさせていただきます。

第8章 料金の減額

(責任の制限)

第34条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合は、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の料金の減額請求に応じます。ただし、契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。また、天災又は、事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る次の料金の合計額に限り料金の減額請求に応じます。

(1) 料金表第1表第1(基本利用料)および第1表第2(料金額)に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

4 当社は、当社の故意又は、重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責)

第35条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は、復旧に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変更又は、消失したことにより損害を与えた場合、それが当社の故意又は、重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、本約款等の変更により自営端末設備等の改造又は、変更(以下本条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている自営端末設備等の改造等をしなくてはならなくなったときは、当社は、その変更に係る自営端末設備等の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第36条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は、保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第37条 契約者は、次のことを遵守しなければなりません。

(1) 端末設備(移動無線装置に限り)又は、自営端末設備等(移動無線装置に限り)を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、又は、その設備に線索その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は、端末設備もしくは自営端末設備等の接続もしくは保守のため必要がある場合は、この限りではありません。

- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 端末設備もしくは自営端末設備等又は、EMChipに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は、消去しないこと。
 - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は、他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。
- なお、別記2に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(是正措置)

第38条 当社は、当社において、契約者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

- (1) 第37条（契約者の義務）第1項第4号の定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。
- (2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認あるいは混同を惹起するおそれのある行為。

(不可抗力)

第39条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延又は、不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該加入契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

(通信の秘密の保護)

第40条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用又は、保存します。

(個人情報等の保護)

第41条 当社は、個人情報等(本サービスの提供に関連して知り得た加入申込者の個人情報であって、前条(通信の秘密の保護)に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。)を、次の場合を除き、加入申込者以外の第三者に開示又は、漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) 加入申込者の同意を得て個人情報を利用するとき。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)第16条第3項第4号の定めに基づき、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者からの要請に応じるとき。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法(昭和二十三年七月十日法律第百三十一号)

その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律(平成十三年十一月三十日法律第百三十七号)第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入申込者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第42条 本サービスの提供又は、利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(分離条項)

第43条 本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効又は、実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

(合意管轄)

第44条 当社は、契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(閲覧)

第45条 本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(準拠法)

第46条 本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国憲法によるものとします。

別記

1 契約者の地位の承継

相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 インターネット接続機能等の利用における禁止行為

- (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
- (2) (1)のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営、又は、他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は、与えるおそれがある行為
- (3) 無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為又は、他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載もしくは転載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は、侵害するおそれがある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は、侵害するおそれがある行為
- (7) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、又は、その名誉もしくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は、掲載する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)もしくはマルチまがい商法を開設し、又は、これを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)に違反する行為
- (11) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、又は、消去する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は、掲載する行為
- (13) 犯罪行為又は、それを誘発もしくは扇動する行為
- (14) (1)から(13)のほか、法令又は、慣習に違反する行為
- (15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は、他人に不利益を与える行為
- (16) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
- (17) 上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

料金表
通則

(料金の計算方法など)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、基本利用料を合計した額を契約者へ請求します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。

(基本利用料の日割り)

- 4 基本利用料の日割りについて以下の通りに取り扱います。

(1) 日割りをを行うサービス

当社は、下表記載のサービスにて次の各号の一に該当する場合は、基本利用料をその利用日数に応じて日割りします。

種類	料金種別
U-mobile * E	U-mobile * Eにねん+ワイド1600
	U-mobile * Eフラットにねん

- ① 暦月の初日以外の日に、契約者回線の提供の開始があったとき。
- ② 暦月の末日以外の日に、契約の解除があったとき。
- ③ サービスの提供を開始した日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
- ④ 暦月の初日以外の日に、基本利用料の額が増加又は、減少したとき。この場合、増加又は、減少後の基本利用料は、その増加又は、減少のあった日から適用します。
- ⑤ 第26条(基本利用料の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- ⑥ 暦月の初日以外の日に、第9条(本サービスの契約種別の変更)があったとき。
- ⑦ 第3項の規定により、暦月の起算日の変更があったとき。

(2) 日割りを行わないサービス

種類	料金種別
U-mobile * E	U-mobile * Eにねん+ワイド1620
	U-mobile * Eにねん+ワイド1700
	U-mobile * Eにねん+フラット(1GBタイプ)
	デバイスセット4G
	デバイスセット4G+
	さんねんデータプラン+
	さんねんデバイスセットプラン+
	フラットさんねん

- 5 前項第1号①から⑦までの規定による基本利用料の日割りは、その暦月に含まれる日数により行います。
この場合、第26条(基本利用料の支払義務)第2項第3号に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 6 第4項第7号の規定による基本利用料の日割りは、変更後の暦月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 8 契約者は、料金表の規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、次の各号に定める方法により支払っていただきます。
 - (1) 当社が定める信販会社のクレジットカードによる支払い。
 - (2) その他当社が定める支払い方法。
- 9 料金および工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金額の表示)

- 10 本サービスに関する料金額の表示は税抜額を表示します。本料金表に定める料金の支払いを要する額は、税抜額に消費税相当額を加算した額といたします。

(料金の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は、発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事費を減免することがあります。
- 12 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。

第1表 料金

第1 基本利用料

基本利用料の適用については、第28条(基本利用料の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。

基本利用料の適用														
(1) 基本利用料の料金種別の選択	<p>ア 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、本サービスを提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">U-mobile * E</td> <td>U-mobile * E にねん+ワイド 1600</td> </tr> <tr> <td>U-mobile * E にねん+ワイド 1620</td> </tr> <tr> <td>U-mobile * E にねん+ワイド 1700</td> </tr> <tr> <td>U-mobile * E フラットにねん</td> </tr> <tr> <td>U-mobile * E にねん+フラット(1GB タイプ)</td> </tr> <tr> <td>デバイスセット 4G</td> </tr> <tr> <td>デバイスセット 4G+</td> </tr> <tr> <td>さんねんデータプラン+</td> </tr> <tr> <td>さんねんデバイスセットプラン+</td> </tr> <tr> <td>フラットさんねん</td> </tr> </tbody> </table>	種類	料金種別	U-mobile * E	U-mobile * E にねん+ワイド 1600	U-mobile * E にねん+ワイド 1620	U-mobile * E にねん+ワイド 1700	U-mobile * E フラットにねん	U-mobile * E にねん+フラット(1GB タイプ)	デバイスセット 4G	デバイスセット 4G+	さんねんデータプラン+	さんねんデバイスセットプラン+	フラットさんねん
	種類	料金種別												
	U-mobile * E	U-mobile * E にねん+ワイド 1600												
		U-mobile * E にねん+ワイド 1620												
		U-mobile * E にねん+ワイド 1700												
		U-mobile * E フラットにねん												
		U-mobile * E にねん+フラット(1GB タイプ)												
		デバイスセット 4G												
		デバイスセット 4G+												
		さんねんデータプラン+												
さんねんデバイスセットプラン+														
フラットさんねん														
(2) 契約期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用	<p>ア 本サービスには、1の契約ごとに契約期間があります。</p> <p>イ 契約者は、契約期間内に契約の解除などがあった場合は、第28条(基本利用料の支払義務)および料金表通則の規定にかかわらず、料金表第1表第3(契約解除料)に規定する金額を契約解除料として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>													

第2 料金額

2-1 U-MOBILE * Eに係る基本利用料

料金種別	料金額
U-mobile * E にねん+ワイド 1600	3,696 円(税抜)
U-mobile * E にねん+ワイド 1620	4,196 円(税抜)
U-mobile * E にねん+ワイド 1700	3,696 円(税抜)
U-mobile * E フラットにねん	3,696 円(税抜)
U-mobile * E にねん+フラット(1GB タイプ)	934 円(税抜)
デバイスセット 4G	5,286 円(税抜) ※25 か月目以降の料金額は 3,696 円(税抜)となります。
デバイスセット 4G+	5,286 円(税抜) ※25 か月目以降の料金額は 4,196 円(税抜)となります。
さんねんデータプラン+	4,380 円(税抜)
さんねんデバイスセットプラン+	5,444 円(税抜)
フラットさんねん	4,880 円(税抜)

第3 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第30条(解除料金の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。

契約解除料の適用	
(1) 契約解除料の支払いを要する場合	契約更新期間以外の日で契約の解除があったとき

2 契約解除料

契約解除料は、本別紙第1項に定める料金プラン毎に次の各号の通りとします。

料金プラン: U-mobile * E にねん+ワイド 1600 (税抜価格)

サービス 開始月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
36572 円	36572 円	35429 円	34286 円	33143 円	32000 円	30858 円	29715 円	28572 円	27429 円	26286 円	25143 円	24000 円
	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月	19ヶ月	20ヶ月	21ヶ月	22ヶ月	23ヶ月	24ヶ月
	22858 円	21715 円	20572 円	19429 円	18286 円	17143 円	16000 円	14858 円	13715 円	12572 円	11429 円	10286 円

料金プラン: U-mobile * E にねん+ワイド 1620 (税抜価格)

サービス 開始月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
38858円	38858円	37639円	36419円	35200円	33981円	32762円	31543円	30324円	29105円	27886円	26667円	25448円
	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月	19ヶ月	20ヶ月	21ヶ月	22ヶ月	23ヶ月	24ヶ月
	24229円	23010円	21791円	20572円	19353円	18134円	16915円	15696円	14477円	13258円	12039円	10819円

※25 か月目以降の契約解除料は 9,500 円(税抜)となります。

料金プラン:U-mobile * E にねん+ワイド 1700 (税抜価格)

サービス 開始月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
38858円	38858円	37639円	36419円	35200円	33981円	32762円	31543円	30324円	29105円	27886円	26667円	25448円
	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月	19ヶ月	20ヶ月	21ヶ月	22ヶ月	23ヶ月	24ヶ月
	24229円	23010円	21791円	20572円	19353円	18134円	16915円	15696円	14477円	13258円	12039円	10819円

料金プラン:デバイスセット 4G、デバイスセット 4G+ (税抜価格)

サービス 開始月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
77029円	77029円	74219円	71410円	68600円	65791円	62981円	60172円	57362円	54553円	51743円	48934円	46124円
	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月	19ヶ月	20ヶ月	21ヶ月	22ヶ月	23ヶ月	24ヶ月
	43315円	40505円	37696円	34886円	32077円	29267円	26458円	23648円	20839円	18029円	15219円	12410円

料金プラン:さんねんデータプラン+(税抜価格)

サービス 開始月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
38880円	38880円	38080円	37280円	36480円	35680円	34880円	34080円	33280円	32480円	31680円	30880円	30080円
	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月	19ヶ月	20ヶ月	21ヶ月	22ヶ月	23ヶ月	24ヶ月
	29280円	28480円	27680円	26880円	26080円	25280円	24480円	23680円	22880円	22080円	21280円	20480円
	25ヶ月	26ヶ月	27ヶ月	28ヶ月	29ヶ月	30ヶ月	31ヶ月	32ヶ月	33ヶ月	34ヶ月	35ヶ月	36ヶ月
	19680円	18880円	18080円	17280円	16480円	15680円	14880円	14080円	13280円	12480円	11680円	10880円

料金プラン:さんねんデバイスセットプラン+(税抜価格)

サービス 開始月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
77184円	77184円	75334円	73484円	71634円	69784円	67934円	66084円	64234円	62384円	60534円	58684円	56834円
	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月	19ヶ月	20ヶ月	21ヶ月	22ヶ月	23ヶ月	24ヶ月
	54984円	53134円	51284円	49434円	47584円	45734円	43884円	42034円	40184円	38334円	36484円	34634円
	25ヶ月	26ヶ月	27ヶ月	28ヶ月	29ヶ月	30ヶ月	31ヶ月	32ヶ月	33ヶ月	34ヶ月	35ヶ月	36ヶ月
	32784円	30934円	29084円	27234円	25384円	23534円	21684円	19834円	17984円	16134円	14284円	12434円

料金プラン:U-mobile * E フラットにねん、フラットさんねん

契約更新月以外に解約をした場合、契約解除料は、次の通りとします。

契約解除料:9,500円(税抜)

料金プラン:U-mobile * E にねん+フラット(1GB タイプ)

契約解除料:無し※

※端末着荷月に解約をした場合、契約事務手数料3,000円(税抜)をご請求致します。

第4 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第31条(ユニバーサルサービス料の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。

2 料金額

1契約者識別番号ごとに月額

料金種別	区分	料金額
・ U-mobile * E にねん+ワイド 1620 ・ U-mobile * E にねん+ワイド 1700	ユニバーサルサービス料	4円(税抜)

<ul style="list-style-type: none"> ・ デバイセット4G ・ デバイセット 4G+ ・ さんねんデータプラン+ ・ さんねんデバイスセットプラン+ ・ フラットさんねん 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他のサービスの場合 	ユニバーサルサービス料	2円(税抜)

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第32条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次の通りとします。

1契約者識別番号ごとに月額

区分	内容						
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2(料金額)に規定する契約事務手数料の支払いを要します。</td> </tr> <tr> <td>EMChip再発行手数料</td> <td>契約者より、EMChipの紛失、盗難又は、毀損その他の理由により新たなEMChipの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は2(料金額)に規定するEMChip再発行手数料の支払を要します。</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2(料金額)に規定する契約事務手数料の支払いを要します。	EMChip再発行手数料	契約者より、EMChipの紛失、盗難又は、毀損その他の理由により新たなEMChipの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は2(料金額)に規定するEMChip再発行手数料の支払を要します。
料金種別	内容						
契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2(料金額)に規定する契約事務手数料の支払いを要します。						
EMChip再発行手数料	契約者より、EMChipの紛失、盗難又は、毀損その他の理由により新たなEMChipの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は2(料金額)に規定するEMChip再発行手数料の支払を要します。						

2 料金額

1契約者識別番号ごとに月額

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1契約ごとに	3,000円(税抜)
EMChip再発行手数料	1請求ごとに	3,000円(税抜)

附 則

(実施期日)

本約款は、平成26年3月1日から効力を有するものとします。

平成26年6月10日 一部改訂

平成26年12月1日 一部改訂

平成27年1月1日 一部改訂

平成27年8月1日 一部改訂